

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、初診日を昭和○年○月○日とする高度食道裂孔ヘルニア(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、いわゆる事後重症による請求として障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求した(以下、これを「本件裁定請求」という。)

2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「障害厚生年金を受給するためには、傷病の初診日が厚生年金保険の被保険者であった間であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかると当該傷病の初診日が、昭和○年○月○日(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認することができないため。」として、本件裁定請求を却下する処分(以下、これを「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 事後重症請求による障害厚生年金は、対象となる傷病に係る初診日において厚生年金保険の被保険者であった者に該当(以下「厚年被保険者要件」という。)

し、所定の保険料納付要件を満たした者に対して、その障害認定日において障害等級に該当する程度の障害になかったものが、同日後65歳に達する日の前日までの間において、その傷病により厚年法施行令別表第1に定める程度(障害等級3級)に該当するに至った場合に支給される。なお、障害等級2級以上の障害厚生年金を受給する者には、併せて障害基礎年金が支給される。

また、事後重症請求による障害基礎年金は、対象となる傷病に係る初診日において国民年金の被保険者であった者に該当(以下「国年被保険者要件」という。))し、所定の保険料納付要件を満たした者に対して、その障害認定日において障害等級に該当する程度の障害になかったものが、同日後65歳に達する日の前日までの間において、その傷病により国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度(障害等級1級又は2級)の障害の状態に至った場合に支給される。

2 本件の場合、前記第2記載の理由によってなされた原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、第1に、当該傷病に係る初診日(以下「本件初診日」という。)がいつかであり、本件初診日において厚年被保険者要件及び保険料納付要件を満たしている場合には、第2に、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が、厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度(障害等級3級)以上に該当しないと認められるかどうかである。なお、本件初診日において、国年被保険者資格要件及び保険料納付要件を満たしている場合には、本件障害の状態が、国年令別表に定める程度(障害等級1級又は2級)に該当しないと認められるかどうかである。

3 本件初診日について検討する。初診日に関する証明資料は、国年法及び厚年法が、発病又は受傷の日ではなく、初診日を障害給付の受給権発生の基準となる日

と定めている趣旨からいって、直接診療に関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料（以下、これらの諸要件を満たすと認められる資料を、便宜上、「初診日認定適格資料」という。）でなければならぬと解するのが相当である。

そして、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省から発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、当審査会も障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、これに依拠するのが相当であると考えている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているところ、その「第1 一般的事項」によれば、「初診日とは、障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいうとされるが、具体的には、① 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）、② 同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日、③ 健康診断により異常が発見され、療養に関する指示を受けた場合は、その健康診断日、④ 障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が、それぞれ初診日となると解される。

そうして、提出されているすべての資料から、作成者及びその記載内容からみて本件初診日に係る初診日認定適格資料として取り上げるべきものをすべて挙げてみると、① a 病院・A 医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書（以下「本件診断書」という。）、② b 病院（以下「b 病院」という。）・B 医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、③ b 病院作成の請求人に係る診療録（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間のもの）、及び、④ c 病院作成の請求人にかかる平成〇年〇

月〇日付「診療記録が保存期間を過ぎて廃棄処分しており、初診日等の証明ができません。」と記載されている書面であり、これらをおいて他に存しないところ、これら（以下「資料①」などという。）をみると、次のとおりである。

すなわち、資料①は、傷病名には当該傷病が掲げられ、そのため初めて医師の診断を受けた日は、「平成〇年〇月〇日 診療録で確認」とされ、傷病の原因又は誘因は、「不明 初診年月日（平成〇年〇月〇日）」、既存障害は「逆流性食道炎」、既往症は「高血圧症」、傷病が治った（症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。）かどうかは、「傷病が治っていない場合……症状のよくなる見込み ○有 手術治療を行えば」とされ、診断書作成医療機関における初診時所見の初診年月日は「平成〇年〇月〇日」とされた上で、「高血圧症、高脂血症、B 型肝炎既往で H. O. O. O 初診。降圧剤治療開始。」、現在までの治療の内容等は、「血圧、肝機能は正常範囲で経過。H. O. O 月より、逆流性食道炎症状で発症」と記載されている。本件診断書によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に、当該傷病と相当因果関係の認められない高血圧症、高脂血症、B 型肝炎既往のために当該医療機関を受診しているが、当該傷病のために初めて医療機関を受診したのは「平成〇年〇月〇日」と認めることができる。資料②は、当時の診療録より記載したものとした上で、傷病名には、「下記参照」と記載され、発病から初診までの経過は、「上腹部症状が1 か月程続くため受診」、初診より終診までの治療内容及び経過の概要は、「a 病院通院中の患者。上腹部症状にて○/○受診。○/○内視鏡→逆流性食道炎。表在性胃炎、食道裂孔ヘルニアの診断、処置。その後の経過は不詳（a 病院で follow 中のはず）」とされた上で、初診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診年月日は「平成〇年〇月〇日」と記載されている。本資料によれば、請求人は平成〇年〇月〇

日から同月〇日まで当該医療機関を受診し、内視鏡検査の結果、当該傷病と診断されている。資料③によれば、請求人は、嚥下時痛のために、平成〇年〇月〇日にb病院を受診し、内服薬（オメプラール、ガスモチン等）の処方を受けている。また、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日には、食道胃十二指腸内視鏡検査を受け、逆流性食道炎、慢性胃炎（表在性胃炎）とともに食道裂孔ヘルニアと診断されている。本資料によれば、請求人は当該傷病など消化器疾患によって当該医療機関を継続して受診していたことが認められる。また、資料④によっては、本件初診日がいつと確認することはできない。

以上の資料によれば、請求人は、高血圧症、高脂血症などの別傷病のためにa病院に通院し、血圧、肝機能は正常範囲で経過していたが、平成〇年〇月より当該傷病と相当因果関係の認められる逆流性食道炎の症状が発症したとされていることから、請求人の当該傷病に係る初診日は、当該傷病のために受診した平成〇年〇月〇日とするのが相当である。

なお、請求人は、再審査請求時に、d社C作成の平成〇年〇月〇日付「証明書」を提出し、当時の〇〇担当課長として、請求人が昭和〇年から平成〇年にかけてe社に在籍しており、c病院に通院していたことを証言するとしているが、具体的にどのような症状、いかなる傷病名で受診していたか等の詳細は一切不明であり、これを裏付ける客観的資料もなく、記憶に基づいて作成された本資料によって、前記の判断が左右されることにはならない。

4 本件初診日を平成〇年〇月〇日とした上で、請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）をみると、請求人は、同日において厚生年金保険の被保険者には該当しない。しかしながら、同日において、請求人は国民年金の被保険者であり、所定の保険料納付要件を満たしていることが認められる。

5 本件障害の状態について判断する。

請求人の当該傷病による障害により2級の障害基礎年金が支給される障害の程度として、国年令別表に「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（15号）が掲げられている。

そして、認定基準の第2「障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、障害の程度を認定する場合の基準となるものは、国年令別表、厚年令別表第1及び厚年令別表第2に規定されているところであるが、その障害の基本は、2級については、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とし、この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は、極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものとされ、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであるとされている（以下、このような障害の状態を、便宜上、「2級の基本的例示」という。）。)

また、認定基準の第3第1章「第18節/その他の疾患による障害」によれば、その他の疾患による障害は、同章「第1節/眼の障害」から「第17節/高血圧症による障害」において取り扱われていない疾患を指すものであるが、その障害の程度は、全身状態、栄養状態、年齢、術後の経過、予後、原疾患の性質、進行

状況等、具体的な日常生活状況等を考慮し、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定すると定めており、障害の程度は、一般状態が、次表の一般状態区分表のエ又はウに該当するものは2級におおむね相当するので、認定に当たっては、参考とするとされている。

区分	一般状態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や産業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

そうして、本件障害の状態は、本件診断書によれば、現在の症状等は、「食道裂孔ヘルニア（傍食道型）が高度で、食道・胃に関する症状多彩」とされ、一般状態区分表は、「ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの」と判断され、自覚症状として胸やけ、胸痛が強い、食思不振、摂食障害、体位変換による消化器不定愁訴、他覚所見として高度食道裂孔ヘルニアによる体位変換による不定愁訴から日常生活に支障あり、

H2ブロッカー等の効果少なく、手術治療の必要ありとされているが、血液・生化学検査では、貧血はなく、他に特段の異常はない。平成〇年〇月〇日b病院にて胃カメラを施行し、「高度食道裂孔ヘルニア（胃体部までヘルニア）→食道粘膜出血、胃粘膜出血（++）とされている。現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、日常生活に支障あり、H2ブロッカー、PPI製剤無効→労働能力↓↓」、予後は「外科的治療を行えば回復の見込みあり。」、備考は「外科治療なければ、日常生活は極めて制約をうける」と記載されている。そうして、請求人作成の平成〇年〇月〇日付病歴・就労状況等申立書によれば、現在（請求日頃）の状況は、自家用車又はバイク（通勤時間〇分）で通勤し、「〇〇市のf社勤務先〇〇町で、平成〇年〇月〇日よりアルバイトで週〇日～〇日、1回〇時間～〇時間食器洗浄、勤務時間午後〇時～〇時位の仕事をしています。」、工作中、仕事が終わったときの身体の調子は、「平成〇年〇月〇日b病院から処方された、アルロイドGを持参します。工作中食道の痛み、違和感がありますので、アルロイドGを服用します。痛みがあっても服用後は落ち着きます。」としている。

以上のような本件障害の状態は、当該傷病に起因する胸焼け、胸痛、食思不振、摂食障害、体位変換時消化器症状など多彩な自覚症状、内視鏡検査で食道粘膜や胃粘膜出血があり、日常生活にも支障があるとされているものの、血液・生化学検査で貧血はなく、栄養状態も良好で、他に明らかな異常検査値も認めない。また、H2ブロッカーは無効とされているが、食器洗浄のアルバイト中に生じる食道の痛みや違和感はアルロイドG（注：胃粘膜保護薬）の内服によって落ち着くとされている。このような状態は、一般状態区分表は「ウ」であるが、客観的な異常所見はなく、自家用車又はバイクで〇分の通勤が可能で、週〇～〇日、食器洗浄の仕事を継続できていることも考慮

すると、日常生活が極めて困難で、労働により収入を得ることができず、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるとされる「2級の基本的例示」には該当しないし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度と認めることはできない。

- 6 そうすると、本件初診日において、請求人は国民年金の被保険者であり、所定の保険料納付要件を満たしているものの、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度には該当せず、もとよりそれより重い1級にも該当しない。
- 7 よって、原処分は、結論において相当であり、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。